



The
Building
Center
of
Japan

BR 設-601-07
平成 12 年 6 月 1 日制定
平成 15 年 4 月 1 日改訂
平成 19 年 5 月 2 日改訂
平成 21 年 9 月 28 日改訂
平成 23 年 4 月 1 日改訂
平成 24 年 4 月 1 日改訂
平成 24 年 9 月 1 日改訂

昇降機型式適合認定申請要領



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評 定 部 設 備 防 災 課

目 次

| | |
|-----------------------|------|
| ■ 1. 申請の対象 | 1 |
| ■ 2. 申請から認定までの流れ申請の方法 | 1 |
| ■ 3. 認定に要する費用 | 3 |
| ■ 4. 認定の取り下げ | 3 |
| ■ 5. 認定の公表 | 3 |
| ■ 6. 認定用提出図書作成について | 4 |
| ■ 7. 別表（認定用提出図書目次） | 6 |
| ◆ 型式適合認定申請書 | 様式 1 |
| ◆ 指摘事項回答書 | 様式 2 |
| ◆ 仕様書（ロープ式エレベーター） | 様式 3 |
| ◆ 仕様書（油圧エレベーター） | 様式 4 |
| ◆ 仕様書（エスカレーター） | 様式 5 |
| ◆ 型式適合認定申請チェックリスト | 様式 6 |
| ・ホームエレベーター（ロープ式） | |
| ・ホームエレベーター（油圧式） | |
| ・エレベーター（ロープ式） | |
| ・エレベーター（油圧式） | |
| ・いす式階段昇降機 | |
| ・段差解消機 | |
| ◆ 取り下げ届け | 様式 7 |

昇降機型式適合認定申請要領

当財団が行う昇降機型式適合認定は、建築基準法第 68 条の 10 第 1 項の規定に基づく国土交通大臣の認定について、その業務を国土交通省から指定された認定機関として実施するものです。

この認定を行うため、当財団の認定員より構成される「昇降機審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置しています。

なお、型式適合認定申請にあたっては、本申請要領をご検討の上、該当項目等に関する資料をご提出下さい。

1. 申請の対象

■本要領は建築基準法で規定する建築設備（昇降機）のうち、エレベーター及びエスカレーター（観光用のためのエレベーター及びエスカレーターを含む）に係わる型式適合認定（建築基準法第 68 条の 10 第 1 項）を申請するための要領です。

☑ 型式適合認定の対象

本要領が対象する型式は、以下の通りです。

○エレベーター

建築基準法施行令第 136 条の 2 の 1 1 第二号表中（8）に規定するエレベーター（昇降路及び機械室を除く）及び建築基準法施行令第 144 条の 2 表中（1）に規定する観光のためのエレベーター（昇降路及び機械室を除く）

○エスカレーター

建築基準法施行令第 136 条の 2 の 1 1 第二号表中（9）に規定するエスカレーター及び建築基準法施行令第 144 条の 2 表中（2）に規定する観光のためのエスカレーター（トラス又ははりを支える部分は除く）

☑ 型式の範囲

本申請では、エレベーター又はエスカレーターの一つの製品のまとまりを一型式の範囲とし、例えば、構造部材、駆動方式、安全装置等が異なるものは、別型式とし、別途の申請が必要となります。詳細は担当職員（評定部設備防災課）にお問い合わせ下さい。

■申請から認定までの流れは以下の通りです。

2. 申請から認定までの流れ

1. 事前相談

図書作成の準備

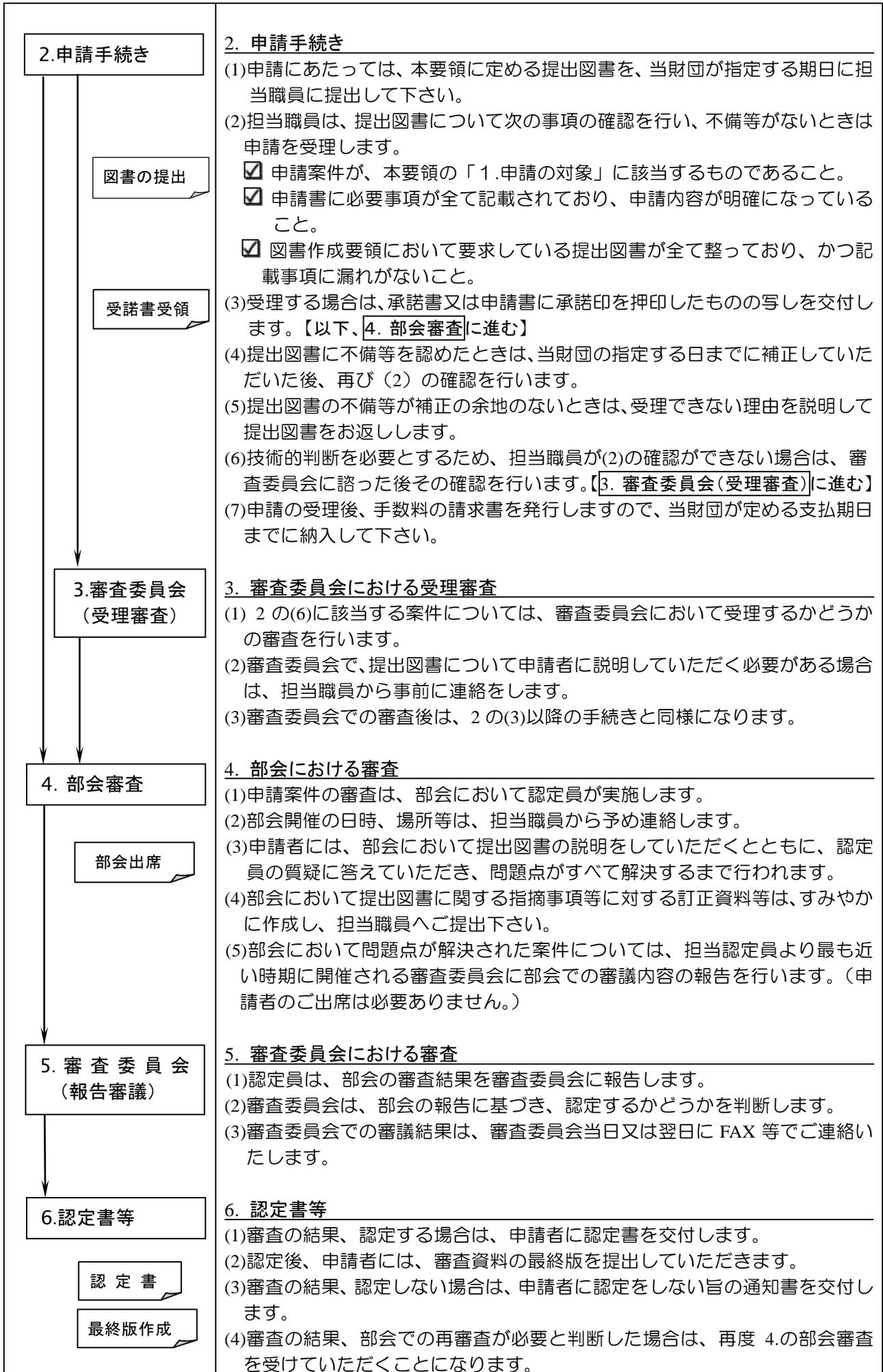
1. 事前相談

(1)申請から認定までの手順、認定用提出図書（以下、「提出図書」という。）審査スケジュール等についてご不明の点は、担当職員（評定部設備防災課）にご相談下さい。

(2) 提出図書の作成については、本要領の「7.認定用提出図書作成について」をご覧ください。

(3)申請の準備に際しては、本要領の他に以下の文書を参考にして下さい。

- 認定等業務のご案内
- 認定等業務規程
- 認定等業務約款
- 型式適合認定手数料一覧表



■ 3. 認定に要する費用

■本認定にあたっては、別に定める【手数料一覧表】に掲げる額が必要となります。
ご請求は、申請の受理後、請求書を送付いたしますので、所定の金融機関に早めにお振込み下さい。入金を確認されない場合は、型式適合認定書の発行ができませんのでご注意下さい。

■ 4. 認定の取り下げ

■申請者側のご都合等により認定書等を交付前に認定等の申請を取り下げる場合には、その旨及び理由を記載した取り下げ届をご提出下さい。

■ 5. 認定の公表

■認定された型式については、建築基準法施行規則第10条の5の3の規定により公示されます。公示されたものと同様の内容を当財団の機関誌等で公表します。

■ 6. 認定用提出図書作成について

6-1. 申請に必要なもの

■以下の提出図書を担当職員（評定設備防災課）にご提出下さい。

| 提出図書の種類 | 様式等 | 期限 | 部数 |
|-----------|-------|--------|----|
| 型式適合認定申請書 | 様式 1 | 随時受け付け | 1部 |
| 認定用提出図書 | 別表を参照 | 随時受け付け | 3部 |

■ 認定用提出図書作成について

- 提出書類のサイズは A4 版縦使いとし、ファイル等で綴じて下さい。ファイルの表紙には、型式の名称、申請者（会社名等）を記載して下さい。なお、A3 版等の図面では、A4 に折り込み下さい。
- 本図書で使用する言語は日本語とし下さい。
- 文字等はなるべくワープロ等を用いて明瞭なものとして下さい。
- 提出図書には通しページ又は項目毎にページを記載下さい。また、必要に応じて、項目毎にインデックス等を用いて下さい。

6-2. 部会開催後に必要なもの(部会訂正資料)

■ 部会において提出図書に関する指摘事項等に対する訂正資料等（部会訂正資料）は、様式 2 を作成し、当該様式を表紙とし、後ろに、該当する変更・訂正する資料のみを添付して下さい。（ファイル綴じ又はホッチキス止め）

■ 提出期限等は担当職員にご確認下さい。

■ 部会では、これら部会訂正資料等に基づき、問題点がすべて解決するまで行われます。

6-3. 審査委員会(報告審議)終了後に必要なもの(最終版)

■提出資料内容

最終版とは、認定用提出図書(部会用)等で提出した提出図書に関して、必要な差し替え等を行った図書全般のものを言います。

- 変更、修正した資料は差し替え等を行い、最終版に綴じ込んで下さい。
- その他、委員会及び部会で指摘事項回答書を末尾に付けて下さい。

■装丁

- 1冊にしてまとめて下さい。どうしても厚くなる場合は、両面コピーを利用して下さい。
- A4版で、差し換えのきかない製本として下さい。(ねじ留製本は可、容易に差し換えのできる市販のファイルは不可)見開き製本の出来ない大きい図面(青焼きは避ける)等は折り込んで下さい。
- 表紙、背表紙の文字のレイアウトは、右図に示したとおりです。
- 文字の大きさ等は特に規定はありません。

■提出

- 上記要領で、2部作成し、事務局に提出してください。
- 1部は当財団用とし、残りの1部は財団印を押印のうえ返却いたします。原則として、最終版の提出と引き換えに、型式適合認定書を交付いたします。

| 背表紙に記載するもの(レイアウト) | 表紙に記載するもの(レイアウト) |
|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>認定番号</p> <p>型式名</p> <p>申請者名</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>昇降機審査委員会 認定番号</p> <p>型式名</p> <p>認定年月日</p> <p>申請者名</p> </div> |

7. 別表(認定用提出図書目次)

■ 提出図書作成内容：エレベーターの場合

| 図 書 目 次 | 留 意 事 項 |
|--|---|
| 1. 型式適合認定申請書の写し(コピー) | 【 様式 1】の写し(コピー)を添付して下さい。 |
| 2. 仕様書【 様式 3~4】 | 各様式に沿って、作成して下さい。 |
| 3. 型式適合認定申請チェックリスト【 様式 6】 | 【 様式 6】を作成して下さい。 |
| 4. 構造機能説明書 | 各構造について、各機能の説明(概略、操作方法、取り付け方法など)を文章、図などを用い、簡潔に説明して下さい。 |
| 全体構造 | |
| ガイドレール | |
| かご | |
| 駆動装置 | |
| 安全装置(各安全装置について) | |
| 操作・運転方法 | |
| その他 | |
| 5. 図面 | 図面は、原則、平面図、断面図、立面図、構造詳細図が必要です。 なお、図面を大きさ(縮尺)等は指定しませんが、鮮明なものとして下さい。 |
| 全体構造据付図 | |
| つり合おもり、綱車又は巻胴の構造図 | |
| マシンビーム据付図 | |
| かご平面図及び構造図 | |
| 駆動伝達構造図 | |
| 各安全装置の作動構造図 | |
| 操作盤 | |
| 電気配線図 | |
| その他 | |
| 構造強度計算に必要な図 | |
| 6. 構造強度計算書 | 強度検証法等による必要な計算書を作成下さい。 計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。 なお、引用する試験結果等がある場合には、その結果等を添付して下さい。 |
| マシンビームの強度計算 | |
| ワイヤーロープ関係強度計算(ロープ、ロープソケット支持金物) | |
| かご関係強度計算(かごわく、ガイドシュー) | |
| ガイドレール関係強度計算(ガイドレール、レールブラケット、ボルト) | |
| 綱車軸及び軸支持金物、ボルトの強度計算 | |
| 油圧関係強度計算(プランジャー、シリンダー、圧力配管) | |
| 電動機所要動力の計算 | |
| その他特殊なもので強度上重要なもの | |
| 7. 耐震上の構造強度検討項目 | 強度計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。 |
| レール、レールブラケット、ブラケット取付ボルト 機器の転倒(発電機、原動機、巻上機、制御機器) | |
| 8. その他 | 法第 68 条の 26 第 1 項の認定を受けた場合には、その認定書の写し |

■ 提出図書作成内容：エスカレーターの場合

| 図 書 目 次 | 留 意 事 項 |
|-------------------------------|---|
| 1. 型式適合認定申請書の写し（コピー） | 【 様式 1】の写し（コピー）を添付して下さい。 |
| 2. 仕様書【 様式 5】 | 各様式に沿って、作成して下さい。 |
| 3. 構造機能説明書 | 各構造について、各機能の説明(概略、操作方法、取り付け方法など)を文章、図などを用い、簡潔に説明して下さい。 |
| 全体構造 | |
| 当該型式の適用仕様範囲 (速度、揚程、電動機要領等) | |
| 階段駆動機構 | |
| 移動手すり駆動機構 | |
| 安全装置（各安全装置について） | |
| 操作・運転方法 | |
| その他 | |
| 4. 図面 | 図面は、原則、平面図、断面図、立面図、構造詳細図が必要です。 なお、図面を大きさ（縮尺）等は指定しませんが、鮮明なものとして下さい。 |
| 全体構造据付図 | |
| 駆動機構図 | |
| 駆動装置及び減速機構図 | |
| 階段構造図 | |
| 階段鎖及び駆動鎖構造図 | |
| 移動手すり駆動力伝達構造図 | |
| 各安全装置の配置作動構造図 | |
| 欄干構造図 | |
| 操作器具図 | |
| 構造強度計算に必要な図 | |
| その他 | |
| 5. 構造強度計算書 | 強度検証法等による必要な計算書を作成下さい。 計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。 なお、引用する試験結果等がある場合には、その結果等を添付して下さい。 |
| 積載荷重の計算（トラス用、駆動装置用） | |
| トラスフレームの構造強度 | |
| 階段鎖、駆動鎖の強度計算 | |
| 階段の強度計算 | |
| その他特殊なもので強度上重要なもの | |
| 6. 耐震上の構造強度検討項目 | 強度計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。 |
| 支持はりトラス支持アングルとの掛かり代検証等 | |
| 7. その他 | 法第 68 条の 26 第 1 項の認定を受けた場合には、その認定書の写し |